

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 経営総務部 資産経営課

番号 1

許認可等の内容		行政財産の目的外使用の許可
根拠法令及び条項		地方自治法第238条の4第7項
審査基準	関係条項	茅ヶ崎市市有財産規則第16条及び第17条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 茅ヶ崎市市有財産規則第16条第1号の「国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用又は公共用その他公益上の目的のために使用するとき。」について</p> <p>(1) 「その他公共団体」とは、土地改良区、水害予防組合、健康保険組合等の公共組合及び公社、公共事業団などの法人をいう。</p> <p>(2) 「公共的団体」とは、農協、生協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の文化事業団体で公共的な活動を営むものをいう。</p> <p>(3) 「公用」とは、国又は地方公共団体はその事務又は事業等を行うために直接使用することをいう。</p> <p>(4) 「公共用」とは、住民の一般共同利用に供することをいう。「公益上の目的」とは、慈善、学術等の社会全般の利益、すなわち不特定多数の利益のための用に供することをいう。</p> <p>2 茅ヶ崎市市有財産規則第16条第7号の「前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。」とは、次のことをいう。</p> <p>(1) 職員共済会や職員組合がその事務や事業の用に供するために使用するとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成26年3月28日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 20日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成26年3月28日設定（ 年 月 日最終変更）

(裏)

審 査 基 準	基 準	<p>(2) 市の指導監督を受け、市の事務又は事業の遂行上必要な公益を目的とする事業を行う団体（都市施設公社、社会福祉事業団、シルバー人材センター、観光協会、文化財団等）において、その事務又は事業の用に供するために使用するとき。</p> <p>(3) 施設利用者の利便のために使用するとき。（公衆電話、ケーブルテレビの設置等）</p> <p>3 茅ヶ崎市市有財産規則第 17 条第 3 号の「上記に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。」とは、自治会が自治会活動の目的に使用する場合や、PHS 基地局の設置など公共性・公益性が認められるものに限定される。</p> <p>4 行政財産本来の用途及び目的からみて、その管理の障害となるものは許可しない。</p> <p>5 使用目的及び使用方法が明確でなく、また、使用範囲が必要最小限度でないと認められる場合は許可しない。</p> <p>6 申請者が茅ヶ崎市暴力団排除条例第 2 条第 2 号から第 5 号に掲げるものに該当する場合は許可しない。</p>
------------------	-----	--